

携帯電話等エリア整備事業（概要）

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（5G等の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、当該施設の整備費用に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体： 地方公共団体←基地局施設・伝送路施設（設置）
無線通信事業者←高度化施設（設置）、伝送路施設（運用）
- イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）
- ウ 補助対象： 基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、
伝送路施設（光ファイバ等）、
高度化施設（5G等の無線設備等）の設置費用
伝送路施設の運用費用（※中継回線事業者の設備の10年分の使用料）
- エ 補助率： 基地局施設の設置 1/2
（事業への参画携帯電話事業者が複数者の場合2/3）
高度化施設の設置 1/2（複数社共同整備の場合2/3）
伝送路施設の運用 2/3（世帯数が100以上の場合1/2）
伝送路施設の設置 1/2（普通交付税不交付都道府県の場合1/3、離島市町村の場合2/3、財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）の場合4/5）

【携帯電話等エリア整備事業のイメージ図】

